

常陸大宮市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

常陸大宮市教育委員会

## 目 次

1	計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて・・	5
6	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・	5

# 1 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

情報化やグローバル化といった社会の急速な変化が進む中、本市では、平成 28 年 3 月に「郷育立市」を宣言するとともに、「常陸大宮市総合計画 ひたちおおみや未来創造ビジョン」並びに「第 2 期常陸大宮市教育大綱」の基本理念である「輝くひとを育むまちづくり」の実現を目指し、より質の高い教育の推進に努めています。

一方で、学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、本市においても多くの教育職員が長時間勤務による疲労や心理的負担を抱えながら教育活動を行う中で、長時間勤務を是正し、教育職員が心身ともに健康で、高い意欲と専門性を持って教育活動に専念できる環境整備が課題になっています。

このような背景から、本市教育委員会では、令和 3 年 10 月に「学校の働き方改革プラン」を策定し、教育職員の業務負担軽減に努めてきました。学校・家庭・地域等の連携により、プラン策定前と比べて長時間勤務は減少しましたが、文科省の掲げる「令和 11 年度までに教育職員の 1 箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度、1 年間時間外在校等時間 360 時間以下」の目標には現在のところ届いておりません。

この度、「常陸大宮市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を新たに策定することで、教育職員の健康保持及び自己研鑽のための時間確保など、市内小中学校の教育職員が健康で充実して働き続けることができるよう、ひいては子供たちへの教育の質を向上させられるよう、学校の働き方改革をさらに推進してまいります。

## (2) 本市の現状

本市では、令和 3 年 3 月に、教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「常陸大宮市立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、時間外在校等時間を 1 箇月 45 時間、1 年間 360 時間の範囲内とするよう、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、令和 6 年度の本市における教育職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりでした。

区分	1 人あたりの月平均時間	1 箇月あたり 45 時間超 80 時間以下の割合	1 箇月あたり 80 時間超の割合	年間 360 時間超の割合
小学校	月 31.0 時間	17.0%	0.1%	52.2%
中学校	月 36.2 時間	29.0%	1.1%	69.1%

1 箇月あたりの時間外在校等時間が 45 時間を超える教育職員は、小学校で約 6 人に 1 人、中学校で約 3 人に 1 人となっています。特に中学校では、部活動等に係る業務負担が多く、地域展開を進めることで業務軽減を図り、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものです。

## 2 目標

○本計画終了時において達成を目指す目標は以下のとおりです。

【カッコ内は令和6年度の数値】

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

(ア) 令和9年度末までに

- ① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を 90%程度 にする 【78.5%】
- ② 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を 32時間程度 にする  
【33.2時間】

(イ) 令和11年度末までに

- ① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を 100% にする
- ② 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を 30時間程度 にする
- ③ 1年間における時間外在校等時間を 360時間以下 にする 【398.4時間】

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

(ア) 令和11年度末までに

- ① 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 14日間程度 にする 【12.3日】
- ② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 9%以下 にする 【10%】
- ③ ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を 75以下 にする 【79】

## 3 計画の期間

令和8年度から令和11年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

##### ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・保護者又は地域住民その他関係者が担う体制による通学路の日常的な見守り活動を促進します。

##### ② 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・学校給食費の徴収については、教育委員会が直接保護者から徴収・管理するシステムを構築します。
- ・保護者が購入している教材（算数セット等）の学校備品化を推進するとともに、保護者が直接事業者から購入できているものは継続するなど、学校が現金を取り扱う業務自体の削減に努めます。

##### ③ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・市長部局と連携して、教育委員会が直接苦情等に対応する相談窓口を設置することや、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築します。

#### ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

##### ④ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、教育委員会から学校に発出される調査等の事務負担軽減に努めます。また、調査・統計等への回答を学校事務職員が担えるよう、学校事務体制の強化のために共同学校事務室の整備を図ります。

##### ⑤ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プールや体育館等を地域住民等に開放する場合には、外部委託等を推進します。
- ・学校プールの管理については、近隣校の共同使用や民間施設を活用している学校は継続し、教育職員の負担軽減を図ります。

##### ⑥ 児童生徒の休み時間における安全への配慮や校内清掃（「3分類」⑪⑫関係）

- ・休み時間の時間帯の特徴に応じた安全点検等の必要な措置を予め行ったうえで、地域住民等の支援を得ながら、教育職員の輪番等による負担軽減を促進します。
- ・校内清掃については、地域住民等の支援を得ながら、実施回数や範囲の合理化等、教育職員の負担軽減を促進します。

## ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ⑦ 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・給食時の指導や見守りについては、学級担任のみならず教育職員による緊急時に備えた組織的な体制を構築したうえで、栄養教諭や支援スタッフも積極的に実施する体制を構築します。

### ⑧ 授業準備や学習評価、成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・教材等の印刷や物品等の準備、採点作業や宿題の提出状況の確認、その他補助的な業務については、支援スタッフやICTの活用等による体制を構築します。

## （2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ① 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ② 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ③ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を県平均以上にします。（R6結果 県平均の73.1%）

## （3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ① 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、必要に応じて医師による面接指導を実施します。
- ② 心身の健康問題について、相談窓口の利用促進を図ります。
- ③ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。
- ④ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ⑤ 早出遅出勤務制度、テレワークの導入について検討します。

#### (4) 常陸大宮市における重点取組

- ① 休日の部活動について、地域クラブ活動への展開を推進するため、地域クラブ活動推進協議会において協議を進めます。
- ② 年度初めの校内新体制による業務負担の軽減を図るため、教育課程を考慮しながら、令和8年度から学年始休業日の延長と各学校の実情に応じた4月5時間授業を推進します。

### 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、常陸大宮市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる地域ボランティア等の確保に当たり、市長部局や学校運営協議会等と連携して取り組みます。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果等から把握します。
- (4) 市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、学校の働き方改革に向けた取組を実施します。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。

### 6 おわりに

「学校の働き方改革」を実現することが、教育職員が自らの意欲と能力を最大限に発揮し、健康でやりがいを持って働くこと、また、教育職員が子どもと向き合う時間を十分に確保することにつながります。

本市では、本計画に基づき、教育職員の働きやすい環境づくりに努めてまいりますので、「学校の働き方改革」に皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。